

一、本会議の審議概要

○平成三年十一月五日 火曜日

開会 午前十時二分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に資するため委員三十名から成る土地問題等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、国会等の移転に関する調査を行うため委員十名から成る国会等の移転に関する特別委員会、国際平和協力及び国際緊急援助活動に関する対策樹立に資するため委員四十五名から成る国際平和協力等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前十時五分

再開 午後二時三十一分

日程第二 会期の件

備

考

右の件は、三十六日間とすることに決した。

議長は、本日海部内閣総理大臣から内閣は総辞職することに決した旨の通知に接したこと
を報告した。

内閣総理大臣の指名

右の件は、記名投票の結果（投票総数二四五、過半数一一一）、いずれも投票の過半数を得たものがないので、その最多数を得た衆議院議員宮澤喜一君（一一五票）、同田邊誠君（七五票）について決選投票の結果（投票総数二四四）、宮澤喜一君が一一五票をもつて指名された。

散会 午後四時十四分

○平成三年十一月八日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 常任委員長の選舉

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、議院運営委員長に井上孝君を指名した。

休憩 午前十時四分

再開 午後三時二分

日程第二 国務大臣の演説に関する件

一一・五 衆議院会期議決 (三十六日間)

一一・五 議院運営委員長伊江朝雄
君、國務大臣（北海道開
発庁長官及び沖縄開発庁
長官）に就任

宮澤内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後三時二十二分

○平成三年十一月十二日 火曜日

開会 午前十時二分

日程第一 国務大臣の演説に関する件（第二日）

浜本万三君、北修一君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時四十一分

○平成三年十一月十三日 水曜日

開会 午前十時二分

国土開発幹線自動車道建設審議会委員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に藤井孝男君、北海道開発審議会委員に竹村泰子君

(衆議院)

一一・八 国務大臣の演説

一一・一二 演説に対する質疑

を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力委員会委員に田畠米穂君、公害等調整委員会委員に長谷川慧重君、公害健康被害補償不服審査会委員に野崎貞彦君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、公害健康被害補償不服審査会委員に太田壽郎君、社会保険審査会委員に日黒克己君、運輸審議会委員に飯島篤君、電波監理審議会委員に河野俊二君、地方財政審議会委員に荒尾正浩君、木下和夫君、塩田章君、福島深君、皆川迪夫君を任命することに同意することに決した。

日程第一　国務大臣の演説に関する件（第三日）

中野鉄造君、立木洋君は、それぞれ質疑をした。

休憩　午前十一時三十三分

再開　午後一時一分

休憩前に引き続き、古川太三郎君、井上計君、矢田部理君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会　午後二時五十八分

（予算委員会）

衆議院　一一・一四、一二・九、一二
参議院　一一・一五、一二・一二、一二

○平成三年十一月四日 水曜日

開会 午前十時二分

日程第一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案及び国際平和協力活動等に関する法

律案（趣旨説明）

右は、加藤国務大臣、渡辺外務大臣、本院議員野田哲君から順次趣旨説明があつた後、板垣正君、谷畠孝君、中川嘉美君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後零時十八分

再開 午後一時三十一分

休憩前に引き続き、吉川春子君、磯村修君、猪木寛至君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後二時五十九分

○平成三年十二月十一日 水曜日

開会 午後五時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件

羽田大蔵大臣は、財政について演説をした。

右に対し、櫻井規順君、太田淳夫君、諫山博君、乾晴美君、寺崎昭久君は、それぞれ質

（衆議院議決）

一一一・三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案（第百二十一回国会開法第五号）

国際緊急援助隊の派遣に関する法律案（第百二十一回国会開法第六号）

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（第百二十一回国会開法第七号）

国際緊急援助隊の派遣に関する法律案（第百二十一回国会開法第八号）

（衆議院）

一一一・六 国務大臣の演説（財政）

及び演説に対する質疑

一一一・〇 衆議院会期延長議決

（一一日間）

疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後七時八分

○平成二年十一月十三日 金曜日

開会 午後五時五十二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公正取引委員会委員に股野景親君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第一 平成三年度一般会計補正予算（第1号）

日程第二 平成三年度特別会計補正予算（特第1号）

日程第三 平成三年度政府関係機関補正予算（機第1号）

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。平成二年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案（内閣提出、

（衆議院議決）

一一一・一一 平成二年度一般会計補正

予算（第1号）

平成二年度特別会計補正
予算（特第1号）

平成二年度政府関係機関
補正予算（機第1号）

補正予算（機第1号）

衆議院送付)

右の三案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、第一及び第二の議案は可決、第三の議案は全会一致をもつて可決された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後六時九分

○平成三年十一月十七日 火曜日

開会 午後二時二分

日程第一 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
国家公務員の育児休業等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の五案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一乃至第三の議案は全会一致をもって可決、第四及び第五の議案は可決された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

裁判官の育児休業に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

地方公務員の育児休業等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

国会職員の育児休業等に関する法律案（衆議院提出）

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

散会 午後三時十九分

○平成三年十二月二十日 金曜日

開会 午後三時一分

日程第一 昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書（その2）（第百十八回国会内閣提出、第百二十二回国会衆議院送付）

日程第二 昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書（その2）（第百十八回国会内閣提出、第百二十二回国会衆議院送付）

日程第三 昭和六十三年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書（第百十八回国会内閣提出、第百二十二回国会衆議院送付）

日程第四 昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書（その2）（第百十八回国会内閣提出、第百二十二回国会衆議院送付）

日程第五 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書（その1）（第百十八回国会内閣提出、第百二十二回国会衆議院送付）

日程第六 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書（その1）（第百十八回国会内閣提出、第百二十二回国会衆議院送付）

日程第七 平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書（その1）（第百十八回国会内閣提出、第百二十二回国会衆議院送付）

日程第八 平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書（その2） (第百一十回国会内閣提出、第百一十二回国会衆議院送付)
日程第九 平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書（その2） (第百一十回国会内閣提出、第百一十二回国会衆議院送付)
日程第一〇 平成元年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅 所管経費増額調書（第百一十回国会内閣提出、第百一十二回国会衆議院送付）
日程第一一 平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅 所管経費増額調書（その2）（第百一十回国会内閣提出、第百一十二回国会 衆議院送付）
日程第一二 平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書（その1） (第百一十回国会内閣提出、第百一十二回国会衆議院送付)
日程第一三 平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅 所管経費増額調書（その1）（第百一十回国会内閣提出、第百一十二回国会 衆議院送付）
日程第一四 昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書
右の十四件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一、 第五、第六、第八及び第一二は承諾することに決し、日程第一乃至第四、第七、第九乃 至第一一及び第一三は全会一致をもつて承諾することに決し、日程第一四是是認するこ とに決した。
国民生活に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、國民生活に関する調査会長から報告があつた。

日程第一五乃至第一八の請願

障害者が自立して生活できる仕事の保障に関する請願外三百十七件の請願

右の請願は、内閣委員長外七委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、国際平和協力等に関する特別委員会の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案（第百二十一回国会閣法第五号）及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（第百二十一回国会閣法第六号）について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもつて決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、学校教育法の一部を改正する法律案（第百十八回国会参第六号）

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百十八回国会参第七号）

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第百十八回国会参第八号）

一、教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会

一、原子爆弾被爆者等援護法案（第百十八回国会参第四号）

一、社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
労働委員会

一、積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案（第百二十一回国会参第一号）

一、労働問題に関する調査

建設委員会

一、住宅基本法案（第百二十一回国会参第一号）

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書

一、昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年

度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書

一、平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

一、国会等の移転に関する調査

国際平和協力等に関する特別委員会

一、国際平和協力及び国際緊急援助活動に関する対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

事務総長辞任の件

右の件は、これを許可することに決した。

事務総長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は戸張

正雄君を指名した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後二時二十三分

二、議案の審議経過

議案件數表

2 議案件名一覧

(件名の上の数字は提出番号、件名の下の(修)は衆議院修正を示す。)

◎内閣提出法律案(二二二件)(うち衆議院において前国会から継続八件)

●両院通過(一四四件)

- 一 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案
- 二 平成二年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案
- 三 農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案
- 四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案
- 五 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 六 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 七 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 八 防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

九 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

●本院繼續(二二回)

- 一 一〇 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 二 一一 国家公務員の育児休業等に関する法律案
- 二 一二 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律案
- 二 一三 裁判官の育児休業に関する法律案
- 二 一四 地方公務員の育児休業等に関する法律案
- 二 一五 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(修)
- 二 一六 國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案
- 二 一七 衆議院繼續(六件)(いざれも衆議院において前国会から継続)
- 二 一八回 一八 防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する

●法律案

- 一一八回 六七 医療法の一部を改正する法律案
- 一一〇回 八六 留置施設法案
- 一一〇回 八七 刑事施設法案
- 一一〇回 八八 刑事施設法施行法案
- 一一〇回 八九 海上保安庁の留置施設に関する法律案

●本院議員提出法律案（七件）（うち前国会から本院において継続六件）

- 本院継続（六件）（いずれも前国会から本院において継続）
 - 一一八回 四 原子爆弾被爆者等援護法案
 - 一一八回 六 学校教育法の一部を改正する法律案
 - 一一八回 七 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案
 - 一一八回 八 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
 - 一一〇回 一 住宅基本法案
 - 一一〇回 二 積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案

●本院未了（一件）

- 一 國際平和協力活動等に関する法律案

●衆議院議員提出法律案（一二三件）（うち衆議院において前国会から継続九件）

- 衆議院継続（一〇件）（うち衆議院において前国会から継続九件）
 - 一 二 廃棄物利用発電の促進に関する法律案
 - 一 九 学校教育法等の一部を改正する法律案
 - 一 〇 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案
 - 一一八回 一 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案
 - 一一八回 二 空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案
 - 一一〇回 三 住宅基本法案
 - 一一〇回 一 総合保養地域整備法の一部を改正する法律案

一一〇回 一三 消費者保護基本法の一部を改正する法律案
一一〇回 一四 沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案

◎予備費等承諾を求めるの件（一三件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

●両院通過（一三件）

○昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百十八回国会提出）
○昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百十八回国会提出）

○昭和六十三年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第百十八回国会提出）

○予算（三件）

●両院通過（三件）

一 平成二年度一般会計補正予算（第1号）
二 平成二年度特別会計補正予算（特第1号）
三 平成二年度政府関係機関補正予算（機第1号）

○昭和六十三年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百十八回国会提出）

○平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百十八回国会提出）
○平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百十八回国会提出）

○平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百十八回国会提出）

○平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使

用調書（その2）（第百二十回国会提出）

○平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使
用調書（その2）（第百二十回国会提出）

○平成元年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額總
調書及び各省各庁所管経費増額調書（第百二十回国会提
出）

○平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額總
調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百二十
回国会提出）

○平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使

用調書（その1）（第百二十回国会提出）

○平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額總
調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百二十
回国会提出）

○平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百十七
回国会提出）

○平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳
入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、
平成元年度政府関係機関決算書（第百二十回国会提出）

○平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百二十
回国会提出）

○平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百二十回国
会提出）

○決算その他（八件）

●是認すると議決（一件）

○昭和六十二年度一般会計国庫債務負担行為総調書（第百十
七回国会提出）

●継続（六件）

○昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年度特
別会計歳入歳出決算、昭和六十三年度国税収納金整理資金
受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書（第百十
七回国会提出）

○昭和六十三年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百十
七回国会提出）

○昭和六十三年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百十七
回国会提出）

○日本放送協会平成元年度財産目録、貸借対照表及び損益計
算書並びにこれに関する説明書（第百二十回国会提出）

3 委員会別の成立した法律等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

· 内閣提出法律案（五件）

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第六号)

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成三年八月七日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、全俸給表の全俸給月額を引き上げる。(平均引上額一万一千八百二十六円)

二、看護婦等に適用される医療職俸給表(三)に、新たに職務の級七級を設ける。

三、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を二十七万六千円(現行二十六万五千円)に引き上げる。

四、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給月額を一人までについてそれぞれ五千五百円(現行四千五百円)に引き上げることともに、児童手当との調整措置を廃止する。

五、通勤手当について、全額支給の限度額を月額四万円(現行三万円)に引き上げるとともに、指定職俸給表の適用を受ける職員にも通勤手当を支給する。

六、宿直手当の支給額の限度額を引き上げる。

七、俸給の特別調整額を支給される職員のうち、管理・監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員の休日等の勤務に対し、新たに管理職員特別勤務手当を支給する。俸給の特別調整額を支給されるその他の職員については、超過勤務手当等を併給する。

八、十二月期の期末手当の支給割合を一・一月分(現行二・〇月分)に引き上げる。

九、非常勤の委員、顧問、参与等に対する手当の支給限度額を日額三万二千七百円(現行三万千百円)に引き上げる。

十、本法律は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員に通勤手当を支給する改正規定等は、平成四年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました五法案につきまして、御報告申し上げます。

まず、給与関係三法案について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、一般職の職員の給与について、俸給月額、扶養手

当、通勤手当等を本年四月から引き上げるとともに、期末手当の支給割合の引上げ、管理職員特別勤務手当の新設等を行おうとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、その俸給月額の改定等を行うとするものであります。

次に、育児休業関係二法案について御説明申し上げます。

内閣に対する本年四月の意見の申出にかんがみ、一般職の国家公務員について、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業制度等を設けるとともに、防衛庁の職員等についても同様の措置を講じようとするものであります。

次に、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律案は、今回、国家公務員及び地方公務員に育児休業制度等が設けられることとなり、その中に、現行法に定める女子教育職員等の育児休業制度が含まれることとなつたことに伴い、現行法を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、五法案を一括して議題とし、人事院勧告に対する政府の基本姿勢、給与改善費計上に対する今後の方

針、完全週休一日制実施の見通し、育児休業期間中の所得保障問題、育児休業の取得を承認制とした理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、日本共産党の吉川理事より、国家公務員育児休業法案に対し、育児休業給を育児休業をする全職員に支給することの修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、岩崎総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、討論の後、順次採決の結果、まず、一般職職員給与法改正案は全会一致をもって、次に、国家公務員育児休業法案については、吉川理事提出の修正案を否決した後、同法案は全会一致をもって、次に、女子教育職員等育児休業法廃止法案は全会一致をもって、また、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案は、多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、国家公務員育児休業法案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第七号)

委員長報告

二二一ページ参照

要旨
本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官その他の俸給月額を引き上げる。
- 二、大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 三、秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額を引き上げる。
- 五、一般職の国家公務員の例に準じて、通勤手当の支給範囲を拡大する。
- 六、旧国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を引き上げる。
- 七、本法律は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用する。ただし、通勤手当の支給に係る改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第八号)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、参事官等俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を九万一千二百円（現行八万四千五百円）に引き上げる。
- 三、一般職の国家公務員の例に準じて、指定職の俸給を受けた職員等にも通勤手当を支給することとともに、新たに管理職員特別勤務手当を設ける。
- 四、宮舎外居住を許可された自衛官に支給する宮外手当の月額を六千三百四十円（現行六千百六十円）に引き上げる。
- 五、本法律は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用する。ただし、指定職の俸給を受ける職員等に通勤手当を支給

する改正規定等は、平成四年一月一日から施行する。

委員長報告

二二一ページ参照

国家公務員の育児休業等に関する法律案（閣法第一一號）

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成三年四月一日付けの意見の申出にかんがみ、一般職の国家公務員（以下「職員」という。）について、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業制度及び部分休業制度を設けるとともに、防衛庁の職員及び裁判所職員について同様の措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、職員は、任命権者の承認を受けて、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業をすることができる。任命権者は原則として、育児休業を承認しなければならない。

二、育児休業職員は、職員の身分を保有するが、職務に従事しない。育児休業期間中は給与を支給しない。

三、任命権者は、職員の配置替え等の方法によつても育児休業職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、臨時の

任用を行うものとする。

四、育児休業職員が職務に復帰した場合、育児休業期間の二分の一を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額の調整等を行うことができる。また、退職手当の支給に係る在職期間の算定については、育児休業期間の二分の一を在職期間とする。

五、職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

六、職員は、各庁の長の承認を得て、その一歳に満たない子を養育するため部分休業（一日の勤務時間の一部について勤務しないこと）をすることができる。部分休業の時間については給与額を減額する。職員は、部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

七、当分の間、女子教育職員等に対しては、育児休業期間について、育児休業給を支給する。

八、防衛庁の職員及び裁判所職員について、この法律の規定を準用する。

九、この法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告

二二一ページ参照

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律案（閣法第一二号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、現在、女子教育職員、看護婦、保母等の特定職種の公務員には現行法により育児休業が認められているが、今般、別途提案されている「国家公務員の育児休業等に関する法律案」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律案」において、これらの職員を含めた公務員について育児休業制度が設けられることとなることに伴い、現行法を廃止するものである。
- 二、本法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告
一二一ページ参照

○地方行政委員会
内閣提出法律案(二件)

番号	件名			
14	5	地方法律等の一部を改正する 法律案	衆院議先	月提出日
タ	衆	三、 一二、 六	三、 一二、 六	九
一二、 九	(予) 九	一二、 (予) 六	一二、 一三	一二、 一七
可 決	可 決	三、 一二、 一三	三、 一二、 一三	可 決
可 決	可 決	三、 一二、 六	三、 一二、 一二	可 決
二、 九	二、 二六	二、 二六	二、 二六	可 決
				備考

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税総額の特例

平成三年度補正予算により同年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが減額されること等に伴い、同特別会計における借入金償還額を二千二百三十億三千八百万円縮減することとする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十四兆八千八百八十六億七千五百万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、六千七百三十二億七千八百万円となる。）。

二、基準財政需要額の算定方法の改正

- 1　雲仙岳災害対策基金に係る地方債利子支払に要する経費の財源を措置するため、平成三年度から平成八年度までの各年度に限り「災害復興等のための地方債利子支払費」を設けることとする。
- 2　地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、同年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改正することとする。
- 3、平成三年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額は九千二十七億六千五百万円となる。）。

付税の総額の特例を設けることとする（以上の措置により、普通交付税の総額は十三兆九千八百五十九億一千万円、特別交付税の総額は九千二十七億六千五百万円となる。）。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により平成三年度分の地方交付税が一千七百四十七億円減少することとなります。当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するとともに、雲仙岳災害対策基金に係る地方債利子支払に要する額及び廃棄物処理施設の円滑な整備に要する額等の財源措置を講ずるため、本年度に予定しておりました同特別会計借入金償還額を二千二百三十億円縮減し、この額について、平成四年度から平成十二年度までの各年度において償還すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、基準財政需要額の算定方法、特別交付税増額の理由、廃棄物処理施設整備事業に対する国と地方の負担区分等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律案（閣法第一四号）

要旨

本法律案は、育児休業制度の普及が進みつつある情勢等にかんがみ、地方公務員について、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業制度及び部分休業制度を設けようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、職員（非常勤職員等を除く。）は、任命権者の承認を受け、その一歳に満たない子を養育するため、当該子が一歳に達する日まで育児休業することができる。任命権者は、当該職員の業務を処理するための措置が著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

二、育児休業をしている職員は、職を保有するが、職務に従事しない。育児休業期間中は給与を支給しない。

三、任命権者は、職員の配置換え等の方法によつて育児休業を請求した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、臨時の任用を行うものとする。

四、育児休業をした職員については、国家公務員における取扱いを基準として、職場に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱いに関する措置を講じなければならない。

五、任命権者は、職員（非常勤職員等を除く。）が請求した場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。この場合、条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

六、職員は、育児休業又は部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

七、当分の間、女子教育職員等に対しては、条例の定めるところにより、育児休業期間について、育児休業給を支給するものとする。

八、この法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、育児休業制度の普及が進みつつある情勢等にかんがみ、地方公務員について、その一歳に満たない子を養育するた

め、育児休業制度及び一日の勤務時間の一部について勤務しないことを内容とする部分休業制度を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、育児休業期間中の無給、育児休業の承認制度、看護婦等既存の休業制度の運用状況等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、日本共産党の諫山委員より、育児休業給を支給するものとすることを内容とする修正案が提出され、その趣旨説明が行われました。本修正案は、予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取しましたところ、塩川自治大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、修正案は、賛成少数をもって否決され、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、育児休業期間中の経済的援助等に関する附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○法務委員会

• 内閣提出法律案（三件）

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法

第九号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、平成三年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察

官の給与を改定しようとするものであります。

次に、裁判官の育児休業に関する法律案は、一般職の国家公務員等について育児休業制度を導入するとの同様の趣旨で、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、裁判官の福祉を増進するとともに、裁判事務等の円滑な運営に資するため、裁判官について育児休業制度を導入するための法整備をしようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、弁護士収入との格差、一般職国家公務員の育児休業との相違点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました

なお、裁判官の育児休業に関する法律案に対しましては、人員の充実確保等を内容とする附帯決議を全会一致をもって付すことに決しました。

以上、御報告申し上げます。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

第一〇号（）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般的の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、平成二年四月一日にさかのばって行う。

委員長報告

前ページ参照

裁判官の育児休業に関する法律案（閣法第一二〇号）

要旨

本法律案は、最近における我が国の社会経済情勢に鑑み、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判官の福祉を増進するとともに、裁判事務等の円滑な運営に資するため、裁判官について育児休業に関する制度を設けようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、裁判官は、最高裁判所の承認を受けて、その一年に満たない子を養育するため、育児休業を承認しなければならない。

二、育児休業は、原則として、一回延長することができる。

三、育児休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、育児休業の期間中報酬その他の給与を受けない。

四、育児休業は、子の死亡等の一定の事由が生じた場合に失効し、または裁判官の申出等により取り消される。

五、裁判官は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

六、退職手当の算定の基礎となる在職期間から、育児休業をした期間の二分の一を除算する。

七、この法律の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定め

る。

八、この法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告

〔二〕ページ参照

○大蔵委員会

・内閣提出法律案（三件）

番号	件名	院議先	月提出日	参議院	衆議院	備考
4	3	2		委員会付託	委員会議決	本会議議決
日本開発銀行法の一部を改正する法律案	農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案	平成二年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案				
ク	ク	衆	三、二、六			
一二、六	一二、六	（予）	（予）六	三、二、六	一二、一三	三、二、一三
（予）一二、六	（予）一二、六	可	可	可	可	可
可 決	可 決	一二、一三	一二、一三	一二、一三	一二、一三	一二、一三
可 決	可 決	一二、一三	一二、一三	一二、一三	一二、一三	一二、一三
一二、六	一二、六	（予）一二、六	（予）一二、六	（予）一二、六	（予）一二、六	（予）一二、六
可 決	可 決	一二、二	一二、二	可	可	可
可 決	可 決	一二、二	一二、二	決	決	決

平成二年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する
法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、歳入歳出の決算上の剩余金のうち二分の一を下らない金額を公債又は借入金の償還財源に充てなければならぬこととしている財政法第六条第一項の規定について、平成二年度の剩余金については、これを適用しないこととするものである。なお、平成二年度の剩余金は約九千九百八十三億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成二年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案は、平成二年度一般会計歳入歳出の決算上の剩余金について、その二分の一を下らない金額を、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第六条第一項の規定を適用しないこととする特例を定めようとするものであります。

次に日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を資本

金及び準備金の合計額の十一倍から十二倍に引き上げようとするものであります。

次に、農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案は、平成三年度において暴風雨、低温等による水稻、りんご、園芸施設等の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、一般会計からの果樹勘定への繰入れ等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、近藤忠孝委員より平成二年度剩余金処理特例法案及び開銀法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終り、順次採決の結果、平成二年度剩余金処理特例法案及び開銀法改正案は、それぞれ多数をもって、農業共済再保険特例法は、全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案（閣法第三号）

要旨

本法律案は、平成三年度補正予算に係るものであつて、農業共済再保険特別会計の農業勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定において、異常被害により生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、次の措置を講じようとするものである。

一、平成三年度において、一般会計から二十五億六千六百二十七万五千円を限り、同特別会計の果樹勘定に繰り入れることがでありますこととともに、同特別会計の農業勘定及び園芸施設勘定の積立金をそれぞれこれらの勘定の歳入に繰り入れることができることとする。

二、右の一般会計からの繰入金については、後日、農業共済再保險特別会計の果樹勘定において決算上の剩余が生じた場合において、同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻すこととする。

委員長報告
前ページ参照

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、最近の電力、都市開発、情報通信等の分野にかかる資金需要の増大にかんがみ、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、貸付けの原資となる借入れ等及び債券発行の限度額を資本金及び準備金の合計額の十一倍から十二倍に引き上げようとするものである。

委員長報告

前ページ参照

○文教委員会

• 本院議員提出法律案（三件）

○厚生委員会

・本院議員提出法律案（一件）

118 国会 4	番号	件 名				
原子爆弾被爆者等援護法案	(月日)	提出者	付月日	予備送		
外山本正和君 二、五、九、名九						
		提出へ				
三、八、五	委員会付託	參議院				
繼 続 審 査	委員會議決					
	本會議議決					
	委員会付託	衆議院				
	委員會議決					
	本會議議決					
		備考				

文教

厚生

○商工委員會

• 内閣提出法律案（一件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
1	高压ガス取締法の一部を改正する法律案	衆	三、一一、一九	委員会付託	委員会議決	本会議議決
		(予)	三、一一、一九	三、一二、一七	三、一二、一七	三、一二、一九
		可決	可決	可決	可決	可決

· 衆議院議員提出法律案（一件）

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、最近における高圧ガスの消費の多様化、製造事業の複雑化等に対処し保安の確保を図るため、特定の高圧ガスの消費に関する規制及び高圧ガス製造事業所等における保安に関する規制を強化とともに、最近における高圧ガスの保安に関する技術の向上に対応して、規制を合理化する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、特定高圧ガスの種類の追加

圧縮モノシラン等特殊高圧ガスを、その特に危険な性質にかんがみ、特定高圧ガスの種類に追加することとし、これに伴

い、特定高圧ガスの消費の届出義務、特定高圧ガス取扱主任者の配置義務、従業者への保安教育の実施義務等を課することとする。

二、販売業者等に対する周知義務の新設

販売業者等は、高圧ガスの販売先である消費者に対して、災害発生の防止上必要な事項を周知させなければならないこととし、都道府県知事は、周知義務を遵守しない販売業者等に対して、勧告・公表ができることとする。

三、危害予防規定の徹底

都道府県知事は、第一種製造者が危害予防規定を守っていない場合において、公共の安全の維持等のため必要があると認めることは、第一種製造者に対し、当該危害予防規定を守るべきことを命じ又は勧告できることとする。

四、保安教育計画又は保安教育の徹底

都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行しない場合において公共の安全の維持等のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持等のため不十分と認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ当該保安教育計画を忠実に実施し、又はその従業者に保安教育を施すべきこと等を勧告できることとする。

五、高圧ガス保安協会の業務範囲の拡充

高圧ガス保安協会の業務について、技術的な事項に限定せず、広く高圧ガスの保安に関する調査、研究、指導等を行うことができるのこととする。

六、輸入規制の簡素合理化

高圧ガスの輸入について、現行の許可制を廃止して届出制とともに、一定の場合には、届出及び検査を不要とするここととする。

七、指定設備の認定制度の新設

- 1 高圧ガス設備のうち、公共の安全の維持等に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備（指定設備）を製造する者等は、当該設備について、通商産業大臣等が行う認定を受けることができることとする。
- 2 認定済みの設備を使用して高圧ガスの製造を行う事業者を、第一種製造者から除外し、第二種製造者として許可等の規制から届出等の規制に変更することとする。

八、容器証明書の廃止

高圧ガスを充てんするための容器について、容器証明書制度を廃止し、容器検査に合格した全ての容器について、刻印又は標章により必要な事項を容器に直接表示する制度を適用することとする。

九、指定保安検査機関の導入

特定施設の保安検査のうち定型化しているものを、高圧ガス保安協会に加え、通商産業大臣が指定する者（指定保安検査機関）が行えることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における高圧ガスの消費の多様化、製造事業の複雑化等に対処し保安の確保を図るため、圧縮モノシラン等を特定高圧ガスに追加すること等による特定の高圧ガスの消費に関する規制及び高圧ガス製造事業所等における保安に関する規制を強化するとともに、最近における高圧ガスの保安に関する技術の向上にかんがみ、規制を合理化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特殊材料ガスに係る規制のあり方、保安検査の適正化、教育研究機関における安全対策の強化等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

○ 遠信委員会
・ N H K 決算（一件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	月 提 出 日	参 議 院	衆 議 院	備 考
日本放送協会平成元年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	三、一、二二一	三、一一、五		未了
			委員会付託	第百一十回国会
			委員会議決	本会議議決
			委員会付託	本会議議決
			委員会議決	本会議議決
未了				

○労働委員会

・本院議員提出法律案（一件）

120 国会 2	番号	件名				
積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案	(月日)	提出者	付月日	予備送		
(三、四、一七)	対馬孝且君 外七名					
		提出へ				
	三、八、五	委員会付託	参議院			
	継続審査	委員会議決				
		本会議付託	衆議院			
		委員会議決				
		本会議議決				
			備考			

○建設委員会

・本院議員提出法律案（一件）

1 120 国会	番号	
	件	名
住宅基本法案	提出者 (月日)	予備送付月日
外村沢牧君 (三、三、二二八) 七名		
	衆へ提出	参議院
	委員会付託	委員會議決
三、一 四、一二	委員會議決	本會議議決
繼續審査	委員會付託	委員會議決
	委員會議決	本會議議決
	備考	衆議院

労
働

建
設

○予算委員会

予算(三件)

号 番	件 名	月 提 出 日	参 議 院	衆 議 院	備 考
3	2	1			
平成三年度政府関係機関補正予算（機第1号）	平成三年度特別会計補正予算（特第1号）	平成三年度一般会計補正予算（第1号）			
一二、六	一二、六	一二、六	三、一二、六	三、一二、六	
（予）六	（予）六	（予）六	三、一二、六	三、一二、六	
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	
一二、二三	一二、二三	一二、二三	一二、二三	一二、二三	
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	
一二、二三	一二、二三	一二、二三	一二、二三	一二、二三	
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	
一二、二二	一二、二二	一二、二二	一二、二二	一二、二二	
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	
一二、二二	一二、二二	一二、二二	一二、二二	一二、二二	

平成三年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第一号）

平成二年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第二号）

平成三年度政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第三号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成三年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一般会計予算の補正は、歳出について、災害復旧等事業費、給与改善費等、予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について措置することとし、歳出の追加総額は一兆七千二百八十六億円となつております。

他方、既定経費の節減、地方交付税交付金及び給与改善予備費の減額等一兆四千六百二十六億円の修正減少を行つておりますので、歳出の純追加額は二千六百六十億円となります。

歳入につきましては、最近までの収入実績等を勘案し、租税及び印紙収入一兆七千八百二十億円の減収を見込む一方、四条公債一兆三千八百七十億円の追加発行を行うほか、前年度の決算上の純剩余金を臨時異例の措置として全額これを受け入れるなど、一兆四千二十五億円を計上しております。

本補正の結果、平成三年度補正後予算の総額は、歳入歳出とも

当初予算に二千六百六十億円を追加し、七十兆六千三百三十五億円となつております。

また、一般会計予算の補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計など十八特別会計と国民金融公庫及び中小企業金融公庫について、所要の補正が行われております。

補正予算三案は、去る十二月六日国会に提出され、衆議院からの送付を待つて十二日、羽田大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、十二日及び本日の二日間、宮澤内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、質疑を行いました。

質疑のうち、補正予算並びに景気の現状判断にかかる質疑として、「本補正では、二兆七千八百億円の税収不足に対応して、建設国債が一兆三千八百七十億円も追加発行されているが、今後の財政運営に対する考え方を聞きたい。また貿易保険特別会計へ二百三十五億円が追加繰入れされているが、その理由は何か。減速しつつも拡大しているという政府の景気判断は、国民にわかりやすい表現で示されたい。」との質疑があり、これに対し、宮澤内閣総理大臣及び羽田大蔵大臣並びに渡部通商産業大臣から、「本補正は、巨額な税収不足のもとで、災害、給与等義務的経費の追加補正を行つたが、これに対し、既定経費の節減等を行つても、なお不足する金額は建設国債の追加発行で対応せざるを得なかつた。平成四年度も厳しい財政状況が続くものと考えられる

が、借金依存を続けて行くことは、金利及び償還の負担から財政が圧迫されるため、建設国債と言えども縮減に努力して行くほか、赤字国債については厳につつしんで行くべきで、こうした哲学をきちっと守って財政を運営して行きたい。貿易保険特別会計は、近年、発展途上国等に対する債務返済の繰延べが多額にのぼってきてのことから、保険金の支払いがかさみ、これを借入金等で賄っているが、経理は年々厳しくなってきてている。当初予算では、一般会計から八十五億円の資本金繰入れを行うこととしていたが、国際的な協議によつてポーランド、エジプトに対する公的債務を軽減することが合意されたため、本補正でさらに追加措置を講じたものである。次に景気判断の表現は、分かりやすい方が良いと考えているが、経済の現状を見ると、今はバブル経済を脱しつつある段階で、その実態は、バブル以前の経済の水準よりもくなつてゐるということである。ただ、産業界から見ると、景気の拡大スピードが急に減速したため、不況感を強く感じるなど、景気の受け止め方に政府と違ひがあるようである。いずれにせよ、これ以上景気を悪くさせてはいけないので、厳しい財政状況を考慮し、財政投融資等色々な工夫をして行きたい。」旨の答弁がありました。

質疑はこのほか、宮澤内閣の政治姿勢・倫理問題、外交問題、経済・財政問題、来年度予算編成問題など広範多岐にわたります

が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、日本社会党・護憲共同を代表して吉田委員が賛成の旨、それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成二年度補正予算三案は賛成多数をもつていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

・予備費等承諾を求めるの件（一三件）

(衆)は提出時の先議院

件名		昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)		昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)		昭和六十三年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)		昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)		平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)		平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)			
		(衆)		院議先		月提出				委員会付託		参議院		衆議院	
(回国会) (第百十八 二、二)	タ	タ	タ	タ	タ	三、二 (第百十八 回国会)	三、二 (第百十八 回国会)	一、二 一、二六	一、二 一、二六	一、二 一、二六	一、二 一、二六	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾
一一、二六	一一、二六	一一、二六	一一、二六	一一、二六	一一、二六	一一、二六	一一、二六	一一、二六	一一、二六	一一、二七	一一、二七	一一、二七	一一、二七	一一、二七	一一、二七
承 諾	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾	二二、一七 (第百十九 回国会)	二二、一七 (第百十九 回国会)	二二、一七	二二、一七	二二、一七	二二、一七	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾
承 諾	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾	二二、二〇 (第二百 回国会)	二二、二〇 (第二百 回国会)	二二、二〇	二二、二〇	二二、二〇	二二、二〇	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾
一一、五	一一、五	一一、五	一一、五	一一、五	一一、五	一一、五	一一、五	一一、五	一一、五	一一、五	一一、五	一一、五	一一、五	一一、五	一一、五
承 諾	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾	二二、二五 (第二百一 回国会)	二二、二五 (第二百一 回国会)	二二、二五	二二、二五	二二、二五	二二、二五	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾
承 諾	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾	二二、二六 (第二百二 回国会)	二二、二六 (第二百二 回国会)	二二、二六	二二、二六	二二、二六	二二、二六	承 諾	承 諾	承 諾	承 諾

・決算その他（七件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管
使用調書（その2）（第百十八回国会提出）

昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管
使用調書（その2）（第百十八回国会提出）

昭和六十三年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額
総調書及び各省各厅所管経費増額調書（第百十八回国会提
出）

昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額
総調書及び各省各厅所管経費増額調書（その2）（第百十八
回国会提出）

平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用
調書（その1）（第百十八回国会提出）

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用
調書（その1）（第百十八回国会提出）

平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用
調書（その1）（第百十八回国会提出）

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用
調書（その1）（第百十八回国会提出）

平成元年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調
書及び各省各厅所管経費増額調書（その2）（第百二十回国
会提出）

平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用
調書（その1）（第百二十回国会提出）

平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調
書及び各省各厅所管経費増額調書（その1）（第百二十回国
会提出）

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書（第百十七
回国会提出）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年度一般会計予備費使用
総調書及び各省各厅所管使用調書（その2）外十二件、並びに昭
和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書につきまして、決
算委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げま
す。

まず、予備費関係十三件は、憲法及び財政法の規定に基づき、
平成元年一月から平成二年十二月までの間の予備費の使用等につ
いて、

いて、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

それらの主な費目について申し上げますと、一般会計の予備費使用は、老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、河川等災害復旧事業に必要な経費、昭和天皇の崩御に伴う大喪の礼に必要な経費、中東における平和回復活動に対する協力に必要な経費、さけ・ます漁業の減船に伴う漁業者の救済に必要な経費等であります。

また、特別会計の予備費使用は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定への繰り入れに必要な経費、貿易保険特別会計における保険事故の調査に必要な経費、厚生保険特別会計年金勘定における保険給付費の不足を補うために必要な経費等であります。

また、特別会計予算総則の規定に基づく経費の増額は、郵政事業特別会計における業績賞与に必要な経費、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費等であります。

次に、昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書は、昭和天皇の陵の営建を昭和六十三年度内に竣工させることが困難であるため、昭和六十三年度及び平成元年度において国庫の負担となる契約を昭和六十三年度に行つたことに伴い、財政法の規定に基づき国会に報告されたものであります。

委員会におきましては、これら十四件を一括して議題とし、まず、大蔵大臣から説明を聴取した後、予備費による沿岸平和基金への拠出をめぐる問題、さけ・ます漁業の減船に伴う漁業者の救済経費の性格、特別会計における予備費計上のあり方等のほか、前回の予備費審議でその一部に不承諾という事態を受けた後の政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終り、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の村田理事より、一般会計予備費四件及び国庫債務負担行為に対し、自由民主党の石川理事より予備費関係十三件及び国庫債務負担行為に賛成、日本共産党的諫山委員より一般会計予備費四件及び平成元年度特別会計予備費（その1）並びに国庫債務負担行為に反対、公明党・国民会議の猪熊理事より予備費関係十三件及び国庫債務負担行為に賛成、連合参議院の井上委員より平成二年度一般会計予備費（その1）に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終り、採決の結果、昭和六十三年度一般会計予備費（その2）ほか一般会計予備費三件並びに平成元年度特別会計予備費（その1）はいずれも多数をもって、その他の特別会計予備費関係八件はいずれも全会一致をもって、それぞれ承諾を与えるべきものと議決されました。

次に、昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書は、多
数をもって是認すべきものと議決されました。
以上、御報告申し上げます。

○議院運営委員会

• 衆議院議員提出法律案（二件）

国会職員の育児休業等に関する法律案（衆第三二号）

要旨

本法律案は、子を養育する国会職員の継続的な勤務を促進し、その福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資するため、育児休業制度及び部分休業制度を設けようとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

一、国会職員（以下「職員」という。）は、本属長の承認を受けたて、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業をすることができる。本属長は原則として、育児休業を承認しなければならない。

二、育児休業をしている職員は、職員の身分を保有するが、職務に従事しない。育児休業期間中は給与を支給しない。

三、本属長は、職員の配置換え等の方法によっても育児休業を請求した職員の業務を処理することが困難であると認めるとときは、臨時の任用を行うものとする。

四、育児休業をした職員が職務に復帰した場合、育児休業期間の二分の一を引き続き勤務したものとみなして、給料月額の調整等を行うことができる。また、退職手当の支給に係る在職期間の算定については、育児休業期間の二分の一を在職期間とする。

五、職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

六、職員は、本属長の承認を得て、その一歳に満たない子を養育するため部分休業（一日の勤務時間の一部について勤務しないこと）をすることができる。部分休業の時間については給与額を減額する。職員は、部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

七、当分の間、看護婦等である職員に対しては、育児休業期間について育児休業給を支給する。

八、この法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、御報告いたします。

まず、国会職員の育児休業等に関する法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する国会職員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資するため、政府職員等と同様に国会職員についても育児休業等に関する制度を設けようとするものであります。

次に、国会議員の秘書等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給

与についても、本年四月にさかのぼって、その給料月額を改定し
ようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、両法律案はいずれも全会
一致をもって可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
案（衆第四号）

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、本年四月
から国会議員の秘書の給料月額を改定しようとするものである。

委員長報告
前ページ参照

○国際平和協力等に関する特別委員会

· 内閣提出法律案（二件）

(衆) は提出時の先議院

		番号		件名	
		議先	月日	参議院	衆議院
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	本会議議決
6	121国会	衆 三、九、一九 一二、四	三、九、一九 一二、四	本会議議決	本会議議決
	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案				
	国際緊急援助隊の派遣に関する法律案				
可	決	修正 一一、二七	三、一二、二七 一二、三	本会議議決	本会議議決
可	決	修正 一二、三	三、一二、四	備考	
		衆議院 第三百二十一回国会 本会議趣旨説明 参考会議趣旨説明			

· 本院議員提出法律案（一件）

衆議院議員提出法律案（一件）

三、請願の審議経過

1 請願件数表

計 国際平和選挙制度災害対策環境建設労働運商農林水産厚生文教大蔵務外法務地方行政内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考	委員会付託採択不採択未了採択本會議備考											
	内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考	内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考	内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考	内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考	内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考	内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考	内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考	内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考	内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考	内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考	内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考	内閣委員会付託採択不採択未了採択本會議備考
一四二八 三九〇	六五 二 六 七 一九 一 一	二五 二五 二五 二六 一七 一 一	一六六 一七九 一三九 二六 一四〇 一〇二 一三九	一八六 一〇 二〇 一八六 一八六 一八六 一八六	一二 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一						
三二八 〇	一〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	六 二 六 七 一七 一 一	一二六 一七七 〇 〇 〇 〇 〇	六 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一
一一〇〇 三九〇	六四 二 六 七 一七 一 一	一九 一九 一九 一九 一九 一九 一九	一二六 一七七 〇 〇 〇 〇 〇	六 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一
三三八 〇	一〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	二 一 二 〇 〇 〇 〇	六 六 六 六 六 六 六	二二六 一七七 〇 〇 〇 〇 〇	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一

意見書付一

2 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

八件

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

(第四四五号外四件)

旧満洲航空株式会社職員を恩給法令に外国特殊機関

職員として追加規定することに関する請願 (第七七

〇号外二件)

○地方行政委員会

二件

地方交付税率引下げを行わないことに関する請願

(第五六八号) (意見書付)

地方交付税の安定確保に関する請願 (第一〇五八号)

○外務委員会

六件

日本と朝鮮民主主義人民共和国の国交樹立の早期実

現に関する請願 (第七九号)

朝鮮民主主義人民共和国の国際原子力機関による保
障措置協定の無条件かつ早期の締結及び完全履行に

○文教委員会

一七七件

青少年向けポルノコミック等有害図書に対する法的
規制に関する請願 (第三一号外一件)

青少年健全育成のためのコミック雑誌等有害図書の
規制に関する請願 (第五一号)

現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

(第八〇号)

第十八回オリンピック冬季競技大会開催の支援に関
する請願 (第一二〇号外二件)

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願 (第一

二一号外二件)

学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅
持に関する請願 (第三四一号)

私学助成に関する請願 (第四〇〇号外一六三件)

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費

に関する請願 (第六〇七号外四件)

国庫負担制度の維持に関する請願（第四二七号）

○農林水産委員会

六件

小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第六〇三号）

○環境特別委員会

一件

台風十九号による農作物災害対策に関する請願（第一二三号外二件）

森林・林業の活性化と国有林野事業の推進に関する請願（第一二三号外二件）

○厚生委員会

一二六件

保育所制度の充実に関する請願（第五二号外三五件）

○労働委員会

二件

白内障の眼内レンズと手術料に対する健康保険の適用に関する請願（第八一号）

障害者が自立して生活できる仕事の保障に関する請願（第三三〇号）

脊（せき）髓神経治療の研究開発の促進に関する請願（第一二五号外二件）

労働行政拡充強化のための大増員に関する請願（第一一八九号）

重度身体障害者無年金者の救済措置に関する請願（第一七七号外二件）

重度身体障害者の終身療護保養施設の設置に関する請願（第一二三七号外一件）

一件

網膜色素変性症に関する請願（第二二三号外三〇件）

新潟水俣病の救済に関する請願（第三七七号）

腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願（第三二一号）

建設国保組合の制度安定と国庫補助増額に関する請願（第五二〇号外二七件）

保育の充実に関する請願（第一〇七九号外二〇件）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

平成三年

十一月二十一日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○地方行政委員会

平成三年

十一月二十六日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○法務委員会

平成三年

十一月二十一日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○外務委員会

平成三年

十一月二十一日 木曜日

最近の国際情勢について渡辺外務大臣から所信を聴いた。

○大蔵委員会

平成三年

十一月 三日 火曜日

当面の財政金融施策に関する件について羽田大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
派遣委員から報告を聴いた。

○文教委員会

平成三年

十一月 十四日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

十一月二十一日 木曜日

文部大臣の文教行政に対する基本的姿勢に関する件、学校週五日制に関する件、台風十九号による文化財の被害状況とその対策に関する件、児童・生徒に対するエックス線間接撮影の是非に関する件、私学助成の充実に関する件、歴史教科書のあり方に関する件、教科書無償給与制度の堅持に関する件、ウルグアイラウンドでの貸しレコード問題に関する件、学校図書館の司書教諭に関する件、子どもの権利に関する条約に関する件、留学生受入対策に関する件、学

術・研究予算の拡充に関する件について鳩山文部大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行つた。

○厚生委員会

平成三年

十二月 十七日 火曜日

保健医療・福祉マンパワー対策に関する件、血液製剤によるHIV感染者問題に関する件、障害者・児対策に関する件等について山下厚生大臣、政府委員、人事院及び文部省当局に対し質疑を行つた。

○農林水産委員会

平成三年

十二月 三日 火曜日

当面の農林水産行政に関する件について田名部農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行つた。

派遣委員から報告を聴いた。

十二月 十九日 木曜日

当面の農林水産行政に関する件について田名部農林水産大臣、政府委員、厚生省及び文部省当局に対し質疑を行つた。

○商工委員会

平成三年
十一月二十六日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○運輸委員会

平成三年
十一月二十一日 木曜日
十二月 五日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

第八次港湾整備五箇年計画、第五次海岸事業五箇年計画及び第六次空港整備五箇年計画について政府委員から説明を聴いた。

十二月 十七日 火曜日
関西国際空港における自然災害に対する安全対策等に関する件、成田空港問題における国の責任等に関する件、旧国鉄職員に対する地方労働委員会の救済命令に関する件、信楽高原鐵道事故に伴う安全性確保、原因究明、補償交渉等に関する件、大都市交通機関の混雑緩和対策に関する件、踏切鉄道事故の防止対策に関する件、リニア・モーターカーの火災事故等に関する件、JR各社の身障者用施設の整備促進等に関する件、地方空港の積極的な活用及び航空行政の規制緩和等に関する件、民鉄の運賃値上げ及び民鉄への助成問題に関する件等について奥田運輸大臣、政府委員、国土庁、総務庁及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○通信委員会

平成三年

十二月 十七日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○建設委員会

平成三年

十一月 十五日 金曜日

派遣委員から報告を聴いた。

都市計画制度に関する件、リゾート開発に関する件、住宅対策に関する件、駐車場整備に関する件等について山崎建設大臣、東家国土庁長官、政府委員、参考人住宅金融公庫理事伊藤茂史君及び住宅・都市整備公団総裁丸山良仁君に対し質疑を行った。

○予算委員会

平成三年

十一月 十五日 金曜日

予算の執行状況に関する件について参考人の出席を求ることを決定した後、宮澤内閣総理大臣、山崎建設大臣、渡辺外務大臣、加藤内閣官房長官、渡辺郵政大臣、羽田大蔵大臣、野田経済企画庁長官、田名部農林水産大臣、岩崎総務庁長官、塩川自治大臣、渡部通商産業大臣、奥田運輸大臣、鳩山文部大臣、山下厚生大臣、政府委員及び参考人日本銀行副総裁吉本宏君に対

し質疑を行つた。

○決算委員会

平成三年
十一月十三日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○科学技術特別委員会

平成三年
十一月二十二日 金曜日

我が国の創造的基礎研究強化・充実の方策に関する件、科学技術分野における国際貢献に関する件、我が国のエネルギー研究開発の推進方策に関する件、関西電力美浜発電所二号炉の事故原因に関する件、原子力施設の立地選定に関する件、プルトニウムの返還輸送に関する件、六ヶ所村核燃料サイクル施設の安全性に関する件、農業分野における科学技術の振興に関する件等について谷川科学技術庁長官、政府委員、内田原子力安全委員会委員長、文部省、通商産業省、資源エネルギー庁、外務省、防衛庁及び農林水産省当局に対し質疑を行つた。

○環境特別委員会

平成三年

十一月二十日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

水俣病総合対策に関する件、我が国の地球サミットへの取組みに関する件、長良川河口堰建設問題に関する件、政府開発援助における環境保全方策に関する件、自動車排出窒素酸化物対策に関する件等について中村環境庁長官、政府委員、通商産業省、環境庁、建設省、厚生省、運輸省、警察庁、自治省及び水産庁当局に対し質疑を行った。

十一月二十五日 月曜日

長良川河口堰建設問題に関する件について参考人筑波大学構造工学系教授椎貝博美君、筑波大学名誉教授山本莊毅君、愛媛大学理学部教授水野信彦君及び広島大学名誉教授中村中六君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○災害対策特別委員会

平成三年

十一月五日 火曜日

派遣委員の報告を聴いた。

○国会等の移転に関する特別委員会

平成三年

十二月 五日 木曜日

国会等の移転に関する件について参考人独協大学経済学部教授恒松制治君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○外交・総合安全保障に関する調査会

平成三年

十一月二十一日 木曜日

「九〇年代の日本の役割－環境と安全保障のあり方－」のうち安全保障のあり方について参考人筑波大学教授進藤栄一君、静岡県立大学教授毛里和子君及び一橋大学教授山澤逸平君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○国民生活に関する調査会

平成三年

十二月 十七日 火曜日

国民生活に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

平成三年

十一月二十日水曜日

我が国の流通の将来展望に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

我が国のエネルギー需要の将来展望に関する件及び我が国的新エネルギーの将来展望に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行った。

(付) I 參議院役員一覧

役 員	召 集 日	会 期 中 選 任
議 長	長 田 裕 二 君	
副 議 長	小 山 一 平 君	
常 任 員	内 閣 梶 原 清 君	
	地 方 行 政 山 口 哲 夫 君	
	法 务 鶴 岡 洋 君	
	外 务 大 鷹 淑 子 君	
	大 藏 竹 山 裕 君	
	文 教 大 木 浩 君	
	厚 生 田 渕 勲 二 君	
	農 林 水 產 永 田 良 雄 君	
委 員 長	商 工 岩 本 政 光 君	
	運 輸 峯 山 昭 範 君	
	通 信 柏 谷 照 美 君	
	労 働 向 山 一 人 君	
	建 設 山 本 正 和 君	
	予 算 中 村 太 郎 君	
	決 算 久 保 田 真 苗 君	
	議 院 運 営 伊 江 朝 雄 君	井 上 孝 君 (3. 11. 8)
	懲 罰 対 馬 孝 且 君	
特 別 員 長	科 学 技 術 及 川 順 郎 君	
	環 境 安 恒 良 一 君	
	災 害 対 策 鈴 木 和 美 君	
	選 举 制 度 石 原 健 太 郎 君	
	沖 縄 ・ 北 方 福 田 宏 一 君	
	土 地 問 題 瓢 山 篤 君	
	国 会 移 転 伊 江 朝 雄 君	井 上 孝 君 (3. 11. 8)
	国 際 平 和 後 藤 正 夫 君	下 条 進 一 郎 君 (3. 12. 6)
調 査 会 長	外 交 ・ 安 保 中 西 一 郎 君	
	国 民 生 活 遠 藤 要 君	
	产 業 ・ 資 源 田 英 夫 君	
	事 務 総 長 佐 伯 英 明 君	戸 張 正 雄 君 (3. 12. 20)

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 平3・12・21現在)

会 派	議員数	①平4・7・7任期満了			②平7・7・22任期満了		
		比例	選挙	計	比例	選挙	計
自由民主 党	115 (6)	23 (2)	52 (2)	75 (4)	16 (2)	24	40 (2)
日本社会党・護憲共同	73(16)	9 (1)	12 (2)	21 (3)	20 (6)	32 (7)	52(13)
公明党・国民会議	20 (3)	7 (1)	3	10 (1)	6 (2)	4	10 (2)
日本共産 党	14 (6)	5 (1)	4 (2)	9 (3)	4 (2)	1 (1)	5 (3)
連合参議院	12 (2)	0	1	1	0	11 (2)	11 (2)
民社党・スポーツ・国民連合	10	3	2	5	3	2	5
参院クラブ	4	1	1	2	1	1	2
各派に属しない議員	4 (1)	2	1	3	0	1 (1)	1 (1)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252(34)	50 (5)	76 (6)	126(11)	50 (12)	76(11)	126(23)

※ () 内は婦人議員数